

○盛岡・紫波地区環境施設組合廃棄物の収集及び運搬に関する規則

令和6年3月29日規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、廃棄物の適正な収集及び運搬に関し必要な事項を定めるものとする。

(家庭系一般廃棄物の収集及び運搬)

第2条 盛岡・紫波地区環境施設組合（以下「組合」という。）は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第6条第1項に規定する組合が定める一般廃棄物処理計画に従い、一般家庭の日常生活に伴って生じた廃棄物（以下「家庭系一般廃棄物」という。）を計画的に収集及び運搬を行うものとする。

2 組合は、別に法律でリサイクルの対象として指定されている廃棄物のほか、次の各号に掲げる家庭系一般廃棄物を収集し、及び運搬しないものとする。

- (1) 有毒性物質を含むもの
- (2) 危険性を有するもの
- (3) 火気のあるもの
- (4) 著しい悪臭又は汚水を出すもの
- (5) 犬、猫等の動物の死体（野生の小動物を指定した場所に排出された場合を除く。）
- (6) 一度に多量に排出されたもの
- (7) 各団体等の自主取り組みによるリサイクルの対象となるもの
- (8) 一般廃棄物処理計画に基づき指定された出し方でないもの及び定日に排出されていないもの
- (9) 組合の一般廃棄物の処分業務を困難にするおそれのあるもの又は組合の施設を損なうおそれがあるもの
- (10) 前各号に掲げるもののほか、管理者が別に定める収集運搬が困難なもの

(委任)

第3条 この規則の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。